

静岡県知事許可の建設業者の皆様へ

建設業法施行規則及び許可事務ガイドラインの改正に伴い、令和2年4月1日から許可申請等に関する提出書類の一部を変更します。

- 1 国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）について
建設業法施行規則の改正により、3月31日をもって様式第11号の2を廃止することから、4月1日の申請から同様式の提出を不要とします。
- 2 「令3条の使用人」の常勤性の確認について
許可事務ガイドラインの改正に伴い、令3条の使用人の常勤性を確認する書類の提出を省略します。
※常勤性を確認する書類
住民票、「建設業許可の手引き」Chapter2 12-3に記載された書類
- 3 営業所について
許可事務ガイドラインの改正に伴い、営業所の実態を証明する資料等（確認資料として1部提出）について4月1日から次のとおり変更します。

3月31日以前

- 主たる営業所への略図（案内図）
- 写真
（必要なカットについては「建設業許可の手引き」Chapter2、12-6を参照願います。）
- 営業所の使用権原を証明する書類
（登記簿、賃貸借契約書、承諾書等）

4月1日以降

- 写真
（必要なカットについては「建設業許可の手引き」Chapter2、12-6を参照願います。）
- 営業所の所有携帯を明示する記載（営業所写真のスペース部分に記載願います。）

（記載例）

建物を賃貸借契約により使用している場合（営業所が自己所有でない場合）

営業所の写真

営業所の写真

営業所の所有形態：他者所有